

簿記論

本試験問題

【第二問】問1【資料1】3

- 3 当社は、X23年4月1日に車両Cを26,076,830円でリース会社に売却するとともに、これを次に示す条件でリースバックした。売却代金は当座預金口座に振り込まれた。
- (1) リースバックの条件
 - (a) 所有権移転条項なし。
 - (b) 割安購入選択権なし。
 - (c) リース物件は特別仕様ではない。
 - (d) 契約日（＝リース取引開始日）X23年4月1日
 - (e) 解約不能のリース期間X23年4月1日からX28年3月31日まで
 - (f) リース料総額は30,570,000円である。リース料は、X23年9月30日を初回として毎年9月末と3月末に各回均等額を当座預金口座から支払う。
 - (2) リース会社の計算利率は年6%であり、当社はこれを知りうるものとする。
 - (3) リースバック時以後の経済的耐用年数は5年である。リース資産の減価償却は定額法により行う。

【第二問】問1【資料1】4

- 4 備品Dの減価償却は、X23年3月31日まで耐用年数を8年、残存価額をゼロとする200%定率法により行ってきたが、X23年4月1日から減価償却方法を定額法に変更する。当該変更は正当な理由に基づくものである。なお、耐用年数及び残存価額の見積りに変更はない。

【第三問】【資料2】1(1)

【資料2】決算整理事項等

1 現金

- (1) X24年3月31日時点の残高について金庫を実査したところ、次のものが保管されていた。

項目	内容	金額
邦貨	紙幣・硬貨	453,000円
外貨	USドル	2,200ドル
他社振出小切手	振出日：X23年11月24日	635,000円
仮払メモ	出張旅費等（1）(2)参照	100,000円
配当金額取証	繰越利益剰余金を財源とする配当に係るものであり、受取時において未処理	110,000円
郵便切手・印紙等	当期末における未使用分	140,000円
未渡小切手	2）(3)に係るもの	360,000円

郵便切手・印紙等に関しては、購入時にその他営業費勘定で会計処理し、期末の決算整理において未使用のものを貯蔵品勘定に振り替えている。【資料1】の貯蔵品勘定は郵便切手・印紙等の前期末における未使用分であり、当期中に全て使用したが決算整理が未処理となっている。

【第三問】【資料2】1(2)

- (2) 期末帳簿現金残高と現金実際有高の差異を確認したところ、次のような事実が判明した。
- ① X24年3月10日に営業担当者の出張旅費等100,000円を仮払したが、会計処理が未処理となっている。また、X24年3月28日に従業員から提出された旅費精算書（出張日：X24年3月22日）によれば、旅費交通費33,000円（税込み）、接待交際費44,000円（税込み）が発生しており（全てその他営業費勘定で処理する）、仮払分の余剰については決算日までに従業員より現金で返金されているが、会計処理が未処理となっている。

TAC予想問題

●実力完成答練 第6回【第二問】問2

下記の【資料】に基づいて、以下の設問(1)～(3)に答えなさい。また、仕訳の中にある（ ）に入る勘定科目や金額は各自で推定し、計算の結果、千円未満の金額が生じた場合は、千円未満を四捨五入すること。

【資料】

- 1 当社は、新たな設備投資等の資金を得るために、X2年4月1日に保有する機械装置をリース会社に現金で売却すると同時に、ファイナンス・リース取引によりリースバックした。
- 2 売却した機械装置は、X1年4月1日に600,000千円で取得したものである。償却方法は定額法、記帳方法は直接控除法、残存価額は取得原価の10%、耐用年数は6年で適正に減価償却を行っている。
- 3 セール・アンド・リースバック取引の内容は次のとおりである。
 - (1) 売却価額は540,000千円である。
 - (2) リース期間はX2年4月1日からX7年3月31日までである。
 - (3) リース料129,501千円は毎年1回、4月1日に前払とし、リース料総額は647,505千円である。なお、当該リースの最終期間のリース債務の返済額は、当該期間の期首の未返済高を返済額として計上するものとする。
 - (4) リース資産の所有権はリース期間終了日に無償で当社に移転する。
- 4 セール・アンド・リースバック取引に関する当社の処理は次のとおりである。
 - (1) リースバック時以降の経済的耐用年数は5年、償却方法は定額法であり、記帳方法は直接控除法、残存価額は当初の取得原価に基づいた残存価額を用いるものとする。
 - (2) 貸手の計算利率は10%であり、借手はこれを知り得るものとする。

●直前予想答練 第3回【資料2】6

	取得価額	耐用年数	使用開始年月	償却方法	備考
建 物 A	50,000,000円	40年	2003年4月	定額法	-
建 物 B	40,000,000円	40年	2016年4月	定額法	-
建物附属設備	900,000円	12年	2015年4月	定額法	※1
車 両	2,100,000円	5年	2020年6月	定額法	-
器具備品	1,000,000円	8年	2023年4月	定率法	※2
リース資産	()円	5年	2023年4月	定額法	※3

※2 償却率は200%定率法により算定する

●実力完成答練 第1回【第三問】【資料2】1

【資料2】決算整理事項等

1 現金

決算日において金庫に次のものが保管されていた。なお、現金の帳簿残高と実際有高の差額のうち下記に記載した事項以外の原因は不明なため、雑収入又は雑損失として処理する。

項目	金額	内容
通貨	1,486,700円	2024年3月における通信費13,200円（税込み）の通貨による支払について二重に処理を行った。
期限が到来したクーポン	()円	未処理であった。なお、下記8を参照すること。
甲社振出小切手	1,958,000円	下記2を参照すること。
A社振出小切手	1,056,000円	小切手の振出日は2024年4月25日である。なお、小切手の受取時に現金の増加として処理を行った。

●実力完成答練 第6回【第三問】【資料2】1(2)

- (2) 期末帳簿現金残高と実際現金有高の差異を分析したところ、以下のような事実が判明した。
- ① X22年3月1日に営業担当者へ3月分出張旅費90,000円を渡し、仮払金処理したが、その現金精算に係る会計処理がまだ行われていない。X22年3月31日に従業員から提出された旅費精算書によれば、期末日までに旅費交通費110,000円（税込み）が発生している。（「その他営業費用」として処理。）なお、現金精算を行ったのはX22年4月1日であった。

【第三問】【資料2】2(1)

2 当座預金

(1) 【資料1】の当座預金勘定残高の内訳及び各銀行の残高証明書の決算日における残高は、次のとおりであった。

銀行	当座預金勘定残高	残高証明書残高
X銀行	貸方残高：()円	当座貸越残高：1,810,000円
Y銀行	借方残高：()円	当座預金残高：()円

- ① X銀行とは総額5,000,000円の当座借越契約を締結している。
 ② X銀行の当座預金勘定の貸方残高については、期末において短期借入金勘定に振り替える

●実力完成答練 第2回【第三問】【資料2】2

2 当座預金に関する事項

甲社の取引銀行はY銀行とZ銀行の2行である。甲社は決算にあたり取引銀行に対して残高証明書の発行を依頼した。取引銀行から送付された残高証明書の金額と当座預金出納帳の残高を確認したところ、これらの金額についてY銀行の当座預金口座に関するものは一致していたが、Z銀行の当座預金口座に関するものは不一致であった。

Z銀行の当座預金口座に関する残高証明書の金額と当座預金出納帳の残高は次のとおりであった。

残高証明書の金額 △2,109,200円
 当座預金出納帳の残高 △4,878,200円

上記の金額の差額について原因を確認したところ、次の事実が判明した。なお、Z銀行とは土地を担保として限度額10,000,000円の当座借越契約を締結しているため、修正後の残高が当座借越となった場合は適切な科目に振り替えることとする。

【第三問】【資料2】5(1)

5 有価証券

(1) 甲社が当期末において保有する有価証券は次のとおりである。

銘柄	取得日	取得原価	前期末時価	当期末時価
A社社債	X23年4月1日	18,000ドル	-	18,700ドル
B社株式	X22年8月15日	30,000ドル	32,500ドル	31,000ドル
C社株式	X22年4月29日	2,530,000円	1,850,000円	1,200,000円
D社株式	X19年10月13日	1,250,000円	1,500,000円	1,100,000円

●実力完成答練 第3回【第三問】【資料2】7

7 有価証券

甲社が保有している有価証券の状況は次のとおりである。なお、満期保有目的の債券に区分されるもの以外の有価証券は、その他有価証券に区分される。

銘柄	取得日	保有数	1株または1口あたりの金額		
			取得原価	前期末時価	当期末時価
A社社債	令和4年6月1日	800株	60ドル	28ドル	24ドル
B社株式	令和4年6月1日	2,000株	1,300円	1,370円	1,250円
C社株式	令和5年4月1日	250口	90ドル	-	9ドル
D社株式	令和5年8月1日	4,000口	940円	-	950円

【第三問】【資料2】6(6)

(6) E備品は次の①～⑩により、当期から甲社が借手としてリースを行っているものであるが、当該リース取引に関する全ての記帳が未処理となっている。ファイナンス・リース取引については、リース資産勘定及びリース債務勘定で処理し、リース料に含まれる維持管理費用相当額を費用処理する場合には、その他営業費勘定で処理するものとする。なお、E備品に関する入出金はY銀行の当座預金口座を通じて行っている(2(2)⑥参照)。

- ① リース取引開始日：X23年4月1日
 ② リース取引終了日：X28年3月31日
 ③ 解約不能のリース期間：5年
 ④ 所有権移転条項及び割安購入選択権：なし
 ⑤ 当該備品は借手の特別仕様ではない。
 ⑥ リース料の支払
 ・毎年1回3月31日に後払い(初回支払日：X24年3月31日)
 ・年額リース料：694,100円(リース料総額：3,470,500円)。
 当該リース料には、リース物件に係る固定資産税及び保険料等である維持管理費用相当額35,000円(年額)が含まれている。当該維持管理費用相当額は借手に明示されており、リース料に占める割合は重要であるものとする。
 ⑦ 借手において貸手の購入価額及び計算利率は明らかではない。
 ⑧ 借手の見積現金購入価額：2,799,000円
 ⑨ 借手の追加借入利率：年3.2%
 ⑩ 利息法による利息相当額の算定に必要な利率：年5.7%

●実力完成答練 第2回【第二問】【資料3】エ

エ 支店はX23年4月1日にリース契約により備品を調達して使用を開始した。当該リース契約は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当し、利息相当額については利息法により各期に配分することとしたが、当期のリース料を仮払金に計上したのみである。なお、当該リース取引の内容は次のとおりである。

- (ア) リース期間は8年である。
 (イ) リース料は年額800千円を毎年3月末日に後払いする。なお、年額のリース料には維持管理費用相当額50千円が含まれている。
 (ウ) 当社におけるリース物件の見積現金購入価額は5,600千円であり、経済的耐用年数は10年である。
 (エ) 当社の追加借入利率は年2.4%である。なお、2.4%における期間8年の年金現価係数は7.200とする。

【第三問】【資料2】7(1)

7 借入金

(1) 甲社はX23年10月1日に、Y銀行から5,000,000円(借入期間：X23年10月1日～X28年9月30日、年利率：基準金利+0.7%、利払いは3月末日及び9月末日の後払い)の借入れを行った。また、甲社は同日に、変動金利を固定金利に変換するために、Y銀行と次の条件で金利スワップ契約を締結した。

- ① 想定元本：5,000,000円
 ② 甲社はY銀行に想定元本に対して年利率1.5%の固定金利を支払い、Y銀行から年利率：基準金利+0.7%の変動金利を受け取る。
 ③ 契約期間：X23年10月1日～X28年9月30日
 ④ 金利スワップの受払日：3月末日及び9月末日
 (2) 当期末における金利スワップの時価は525,000円(正味の債務)であった。
 (3) 借入金又は金利スワップの基準金利は、支払日又は受払日から6ヶ月前の水準が適用される。
 なお、X23年9月30日の基準金利は年0.4%であった。
 (4) 金利スワップの特例処理を適用する(当該取引はヘッジ会計の要件及び特例処理適用に際しての一定の要件を充たすものとする)。
 (5) Y銀行からの資金の借入れを長期借入金勘定で処理したのみであり、利息の支払い及び金利スワップに係る処理が未処理となっている(2(2)⑦参照)。

●実力完成答練 第2回【第一問】問3

問3

D社の借入に関する以下の【資料】に基づき、次の(1)から(3)に答えなさい。

- (1) X11年9月30日におけるスワップ取引の契約先に対する純受取額または純支払額
 (2) X12年3月31日におけるスワップ取引の契約先に対する純受取額または純支払額
 (3) 当期の支払利息の計上額

(留意事項)

- 1 当期はX11年4月1日～X12年3月31日である。
 2 (1)及び(2)が純支払額となる場合には、金額の前に「△」を付しなさい。
 3 解答欄に記入する金額は、3桁ごとにカンマで区切る。この方法によって解答していない場合は正解としない。
 4 利息計算は月割(1ヶ月未満は1ヶ月)で行うものとする。

【資料】

- 1 D社はX11年4月1日に元本を50,000千円、返済日をX16年3月31日、利払日を毎年9月30日と3月31日の年2回、利率を変動金利とする条件で資金の借入に関する契約を締結した。
 2 D社は上記1の借入による支払金利を変動金利から固定金利に変換するため、X11年4月1日に想定元本を50,000千円、年3.0%の固定金利を支払って、借入の利払日に適用する変動金利を受取る条件で金利スワップに関する契約を締結した。なお、当該スワップ契約については特例処理を適用する。
 3 適用した変動金利はX11年9月30日が年2.9%、X12年3月31日が年3.2%である。

【第三問】【資料2】8

8 新株予約権付社債

- (1) X23年4月1日に新株予約権付社債(額面総額:12,000,000円、120口)を発行し、期中において発行時の払込金額を仮受金、利払時の支払額を仮払金として処理している。
- (2) 新株予約権付社債の発行条件等は次のとおりである。
 - ① 社債の発行価格: 額面金額1口100,000円につき95,000円
新株予約権の発行価格: 1個につき5,000円
 - ② 償還期限: X28年3月31日
 - ③ 利率: 年3.0%(利払日: 毎年3月31日)
 - ④ 付与割合: 社債券1口につき1個の新株予約権
 - ⑤ 交付株式数: 新株予約権1個につき10株
 - ⑥ 資本金計上額: 1株当たり6,000円
 - ⑦ 権利行使期間: X23年4月25日～X28年3月24日
- (3) X23年10月31日に新株予約権の70%について権利行使され、社債による払い込みを受けたが未処理である。また、権利行使により払い込まれた社債については配当との調整上、利息を支払わないものとする。
- (4) 会計処理は区分法を採用し、社債については償却原価法(定額法)を適用する。

●実力完成答練 第2回【第一問】問2【資料2】4

4 新株予約権付社債

- (1) 決算整理前残高試算表の社債と新株予約権は、X3年4月1日に満期日をX13年3月31日として、クーポン利息を付さずに発行した額面総額50,000千円の新株予約権付社債について、発行した際に区分法を適用して計上したものである。なお、金利調整差額は実効利率を年3.0%とする利息法で償却する。
- (2) X4年1月31日に新株予約権付社債のうち額面10,000千円について権利行使があったため、新株を発行して200株を交付したが処理は行っていない。なお、新株発行に伴う資本金組入額は会社法に規定する最低額とする。

【第三問】【資料2】9(1)

会計年度	一般債権期末残高	貸倒れの発生額
X20年度	44,800,000円	1,020,500円
X21年度	42,120,000円	851,200円
X22年度	62,300,000円	1,053,000円
X23年度	()円	1,432,900円

(注) 各期における貸倒れの発生額は期首の一般債権の残高から発生したものである。

●実力完成答練 第2回【第三問】【資料2】4

4 貸倒引当金

- (1) 貸倒引当金の設定に関する事項は次のとおりである。なお、決算整理前残高試算表の貸倒引当金のうち1,710,000円は前期末に貸倒懸念債権に分類された日社の売上債権に対するもので、残り403,420円は一般債権に対するものである。
 - ① G社及びH社以外に対する債権はすべて一般債権に分類する。一般債権は貸倒実績率法により貸倒見積高を算定する。当期末の貸倒実績率は過去3事業年度の貸倒実績率(一般債権の期末残高に対する翌期1年間の貸倒損失発生額の割合)の平均値とする。なお、2020年度からの一般債権の期末残高及び翌期1年間の貸倒損失発生額は次のとおりである。

項目	2020年度	2021年度	2022年度
一般債権の期末残高	84,280,000円	8,645,000円	85,760,000円
翌期1年間の貸倒損失発生額	927,080円	1,003,740円	600,320円

(注1) 債権の平均回収期間は3ヶ月である。
(注2) 貸倒損失発生額については適正に処理されている。

【第三問】【資料2】10.

10 従業員賞与

- (1) 甲社は毎年6月10日及び12月10日に従業員に対して賞与を支給しており、支給見込額基準により月割計算で賞与引当金を計上している。【資料1】の賞与引当金勘定は前期末残高である。
- (2) 賞与計算対象期間及び支給見込額は次のとおりである。

支給日	賞与計算対象期間	支給見込額
X23年6月支給分	X22年12月～X23年5月	3,300,000円
X23年12月支給分	X23年6月～X23年11月	3,600,000円
X24年6月支給分	X23年12月～X24年5月	3,840,000円

- (3) 当期における支給額は支給見込額と一致しており、X23年6月及びX23年12月の支給分に係る記帳については、賞与勘定で処理している。
- (4) 賞与引当金について税効果会計を適用する。

●実力完成答練 第3回【第三問】【資料2】9

9 賞与引当金

- (1) 甲社の賞与手当は6月と12月にそれぞれ支給している。6月に支給する賞与については支給見込額基準により当期負担分を賞与引当金として計上している。当期に関する賞与の状況は次のとおりである。なお、決算整理前までの賞与に関する処理は令和5年6月及び12月の支給額を仮払金に計上したのみである(前述の「6 製品」参照)。

賞与支給月	支給対象期間	支給見込額	実績支給額
令和5年6月	令和5年11月～令和5年4月	35,079,000円	35,079,000円
令和5年12月	令和5年5月～令和5年10月	35,284,000円	35,284,000円
令和6年6月	令和5年11月～令和6年4月	35,409,000円	25,409,000円

- (2) 賞与引当金の全額について、税効果会計を適用する。

【第三問】【資料2】11

11 自己株式及び剰余金の配当等

- (1) 甲社の当期における自己株式の取得に関する情報は次のとおりであり、取得に係る支払額を仮払金として処理している。
 - ① X23年5月8日に自己株式1,200株を1株当たり3,000円で取得し、手数料160,000円とともに支払っている。
 - ② X23年10月22日に自己株式1,800株を1株当たり2,850円で取得し、手数料200,000円とともに支払っている。
- (2) X23年6月の株主総会において、繰越利益剰余金からの配当2,400,000円及びその他資本剰余金からの配当1,200,000円が承認され、当期中に支払われたが、支払額を仮払金として処理したのみである。また、準備金については、配当財源となった剰余金の金額であん分し比例的に積み立てるものとする。
- (3) X24年2月22日に新株の発行3,000株及び自己株式の処分2,000株を行い、12,500,000円が払い込まれており、払込額を仮受金として処理している。また、【資料1】の自己株式勘定は前期末残高であり自己株式数は2,000株である。なお、自己株式の処分単価は移動平均法により算定するものとし、資本金計上額は会社法規定の最低限度額とする。

●直前予想答練 第3回【第三問】【資料2】10

10 自己株式に関する事項

前期から繰り越された自己株式はなく、当期中における自己株式の取得及び処分の内容は以下のとおりである。取得については手数料を含めた支出金額を仮払金勘定に帳簿記載し、処分については手数料を控除した収入金額を仮受金勘定に帳簿記載しているみであった。なお、手数料は支払手数料勘定に帳簿記載する。

- (1) 取得内容
取得株式数: 300株
1株あたりの取得代金: 21,000円
取得手数料: 69,300円(税込)
- (2) 処分内容
処分株式数: 120株
1株あたりの処分代金: 21,750円
処分手数料: 28,710円(税込)